

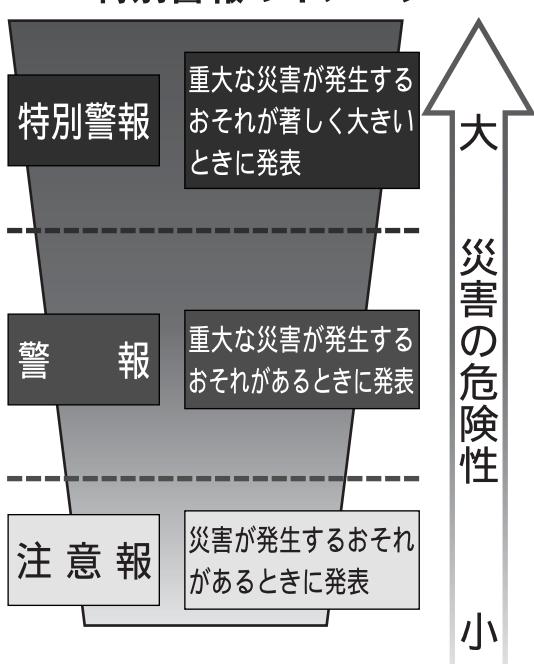
8月30日(予定)から 『特別警報』の発表を開始します

気象庁はこれまで、大雨や津波、高潮などにより重大な災害の起ころるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。

より甚だしい大雨や大きな津波等が予想され、重大な災害による危険性が高まっている」とをお知らせし、特別な警戒を呼び掛けるために、新たに「特別警報」を発表します。

重大な災害が発生するおそれがあるときに発表

特別警報のイメージ



特別警報の対象とする現象は、「東日本大震災」、我が国

だちに命を守るために行動をとつてください。

後納制度とは、時効で納めることができなかつた国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができます。

制度について詳しく知りたい方は、左記に電話またはホームページをご覧ください。

伊半島に甚大な被害をもたらした「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。屋外の状況や、避難指示・勧告等に留意した

また、大雨等の被害を防ぐには、時間を追つて発表される注意報、警報やその他の気象情報を活用して、早め早めの行動をとることがあなたや家族の命を守ります。

特別警報の詳細は、気象庁ホームページでご確認ください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsukeigo/index.html>

- 米子年金事務所
TEL 34-6111

- 国民年金保険料専用ダイヤル
TEL 0570-011-050
- 日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp>

制度を利用して、納め忘れになつてゐる過去10年以内の保険料を納めることで、年金を受給する場合に受給額が増加したり、加入期間が足らなくて年金が受給できなかつた方でも、年金を受給できるようになります。

後納制度をご利用される場合は、事前に日本年金機構に申し込みをされる必要があります。

年金番号がわかる年金手帳、印鑑、本人確認できる書類をお持ちになり、お近くの米子年金事務所にて手続きをしてください。

後納制度をご存知ですか

「納め忘れている国民年金保険料を

過去10年間分納付することができます。

